

豊中市イクボス宣言企業・団体登録実施要領

1. 目的

「イクボス宣言」を行った企業・団体を市が登録し、その取組みを広く公表することにより、企業・団体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的とする。

2. 定義

この要領において「イクボス宣言」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企業・団体の代表者・管理職の立場にあつて、イクボスになる旨を宣言しているもの。
- (2) イクボスの機運醸成を図る旨の宣言をしているもの。

3. 登録要件

登録できる企業・団体は、豊中市内に本社または事業所等を置く、企業・団体とし、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 企業・団体の代表者、管理職等がイクボス宣言の内容を理解し、イクボス宣言を行っていること。
- (2) 申込書に記載の内容、イクボス宣言文および具体的な取組み内容などイクボス宣言にかかる情報を公表することに同意すること。
- (3) 従業員を雇用する企業・団体等においては、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に適合した就業規則等を整備していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と関係を有しないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を行っていないこと。
- (6) 宗教活動及び特定の政治活動を目的とした団体等でないこと。

4. 登録の申込み

登録しようとする企業・団体は、申込書（別紙様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

5. 登録

市長は、登録申込みがあった場合、その内容が登録要件を満たすと認められる時は、「とよなかイクボス宣言登録企業・団体（以下、「登録企業・団体」という。）」として登録するものとする。登録企業・団体は、とよなかイクボス宣言登録企業・団体ロゴマークを使用することができる。

6. 登録の変更

登録企業・団体は前条の規定による申込みの内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日

から 30 日以内に登録変更届（別紙様式第 2 号）により、市長に届け出なければならない。

7. 登録の辞退

登録企業・団体は、登録を辞退しようとするときは登録辞退届（別紙様式 3 号）を速やかに市長に届け出なければならない。

8. 登録の取消し

市長は、登録企業・団体が次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録要件を満たさなくなったとき
- (2) 登録企業・団体として適当でないと市長が認めたとき

9. 登録企業・団体の広報

市長は、市ホームページ等の広報媒体を利用し、市民に登録企業・団体の名称や取組みを広報するものとする。

10. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 2 月 1 日から実施する。